

社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 印刷物等に掲載する有料広告の取扱い規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が作成する印刷物等に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、基本的な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する印刷物等)

第2条 市民への配布等を目的とした次の各号に掲げる印刷物等については、広く広告の掲載を働きかけるものとする。

- (1) 西東京市社会福祉協議会だより
- (2) 各種事業広報紙
- (3) パンフレット、チラシ等の配布物
- (4) 郵送用又は配布用として使用する封筒
- (5) その他、広告の掲載が可能と認められるもの

(広告を掲載できる団体)

第3条 広告掲載のできる団体、法人又は個人は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社、有限会社、合資会社等営利を目的に営業している団体又は法人
- (2) 公共団体、公益法人、民間非営利団体(NPO)等
- (3) 本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた法人、団体及び個人

(掲載できる広告の基準等)

第4条 広告は、本会の品位を損なわないように十分に配慮するとともに、市民の福祉、市民生活の利便性などを考慮し、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公の秩序と善良の風俗に反しないものであること。
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係しないものであること。
- (3) 法令等に違反がなく、公益上特に支障がないこと。
- (4) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に関係しないものであること。
- (5) 暴力団、反社会的団体が関与していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (7) その他、会長が本会の印刷物等への掲載に相応しいと認めたものであること。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、別表1によるものとする。

(広告の申し込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、会長へ申込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 前条の申込書を受理したときは、会長は第3条及び第4条に基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載決定通知書(第2号様式)若しくは広告非掲載決定通知書(第3号様式)にて申込者に通知するものとする。

3 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載料は、掲載の決定後会長が指定する期日までに、一括納付するものとする。

ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。また、版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第10条 会長は、次の各号に掲げる場合について広告の掲載を取消することができる。

- (1) 本会の印刷物等の編集・発行上支障があるとき。
- (2) 提出された広告が、第4条の各号に該当しないとき。
- (3) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (4) 広告掲載料を納入しなかったとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(委 任)

第12条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

1. 有料広告の掲載料金(1回)

①西東京市社会福祉協議会だより

区 分	料金(税込み)
1号広告	20,000円
2号広告	40,000円
3号広告	60,000円

2. 有料広告の掲載枠の規格

①西東京市社会福祉協議会だより

区 分	面 積
1号広告	縦4.5cmx横7.5cm (33.75cm ²)
2号広告	縦4.5cmx横15cm (67.5cm ²)
3号広告	縦4.5cmx横22.5cm (101.2cm ²)

3. 前各号に掲げるもののほか、有料広告の掲載に伴い必要となる事項は、会長の決裁によるものとする。

第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

社会福祉法人
西東京市社会福祉協議会
会長

広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みいただきました広告掲載について決定いたしましたので、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会印刷物等に掲載する有料広告の取扱い規則第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 広告掲載希望の印刷物等の名称

2 広告の内容（別紙のとおり）

3 広告料金の支払額

年 月 日までに、金額¥ を指定の方法でお支払いください。

4 その他

問合せ

社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会

西東京市中町1-6-8 保谷東分庁舎内

TEL 0424-38-3774

FAX 0424-38-3772

E-mail info@n-csw.or.jp

第3号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

社会福祉法人
西東京市社会福祉協議会
会長

広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みいただきました広告掲載について、下記の理由により、掲載しないことと決定いたしましたので、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会印刷物等に掲載する有料広告の取扱い規則第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 広告掲載希望の印刷物等の名称

- 2 非掲載の理由

問合せ

社会福祉法人 西東京市社会福祉協議会

西東京市中町1-6-8 保谷東分庁舎内

TEL 0424-38-3774

FAX 0424-38-3772

E-mail info@n-csw.or.jp